

資料編

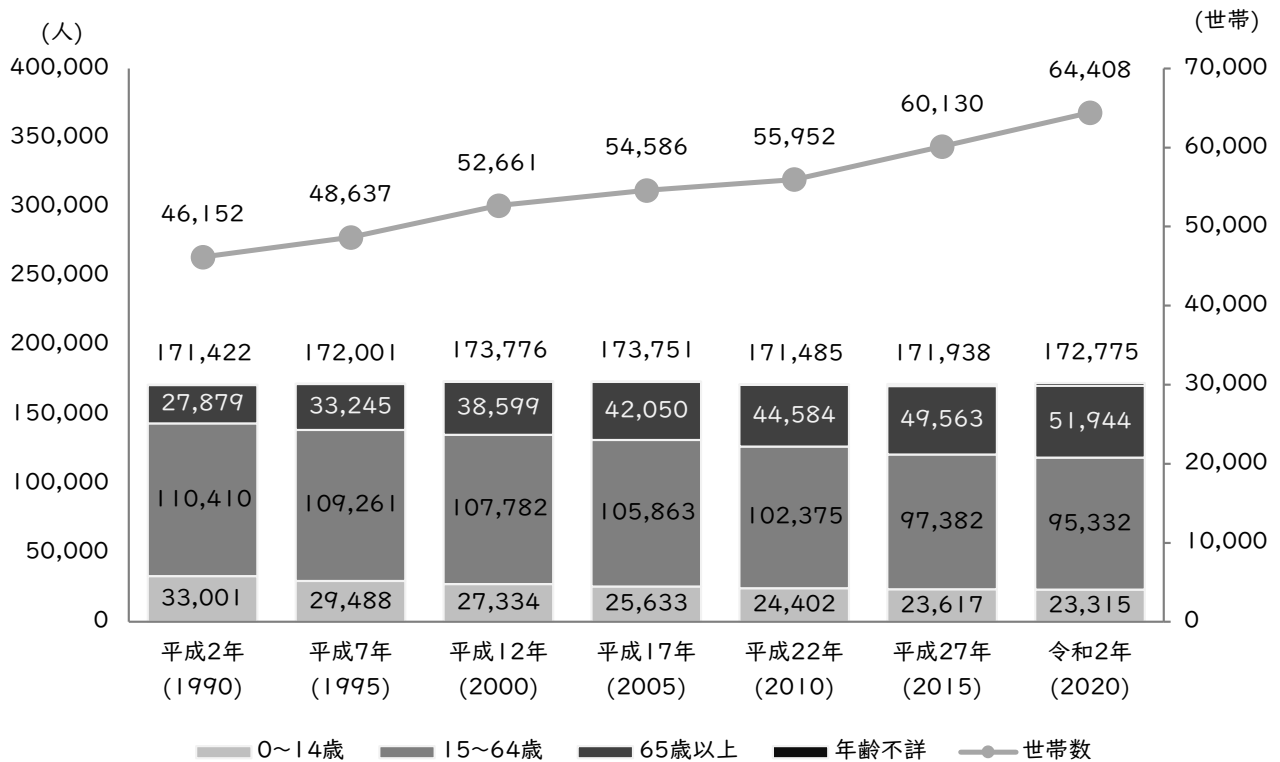
資料1. 統計データ

1. 人口・世帯数

本市の人口は、平成12年(2000)の約17万4千人がピークとなっていますが、平成22年(2010)以降増加傾向にあります。

世帯数は一貫して増加傾向にあり、平成27年(2015)には6万世帯を超えました。

人口の増減に比べて世帯数増の割合が大きく、世帯当たりの人数は減少しています。



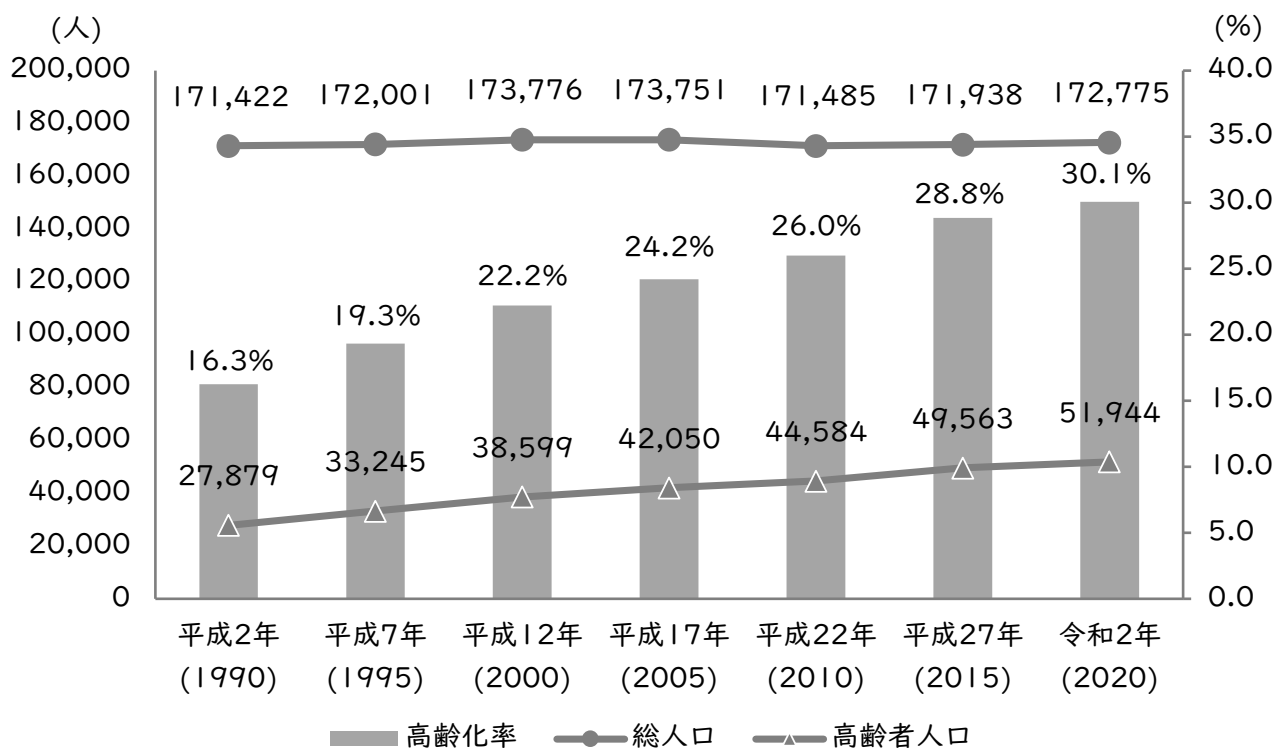
資料：国勢調査 各年10月1日現在

2、高齢者

本市における高齢化率は一貫して増加しており、令和2年（2020）には30%を超えており、総人口約17万3千人のうち、約5万2千人が高齢者という状況です。高齢化率については、今後も増加することが見込まれます。

高齢者のみの世帯数も一貫して増加しており、特に高齢者の1人暮らし世帯の増加割合が大きくなっています。

■高齢者人口・高齢化率



資料：資料：国勢調査 各年10月1日現在

■高齢者世帯数

区分	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総世帯数	60,916	48,637	52,661	54,586	55,952	60,130	64,408
高齢者夫婦世帯数	2,270	2,905	3,939	4,681	5,186	6,290	7,042
高齢者1人暮らし世帯数	1,556	2,038	2,662	3,304	3,832	5,037	5,913

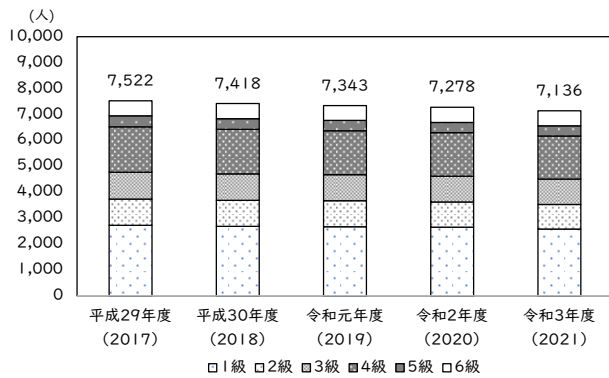
資料：国勢調査 各年10月1日現在

3、障がい者

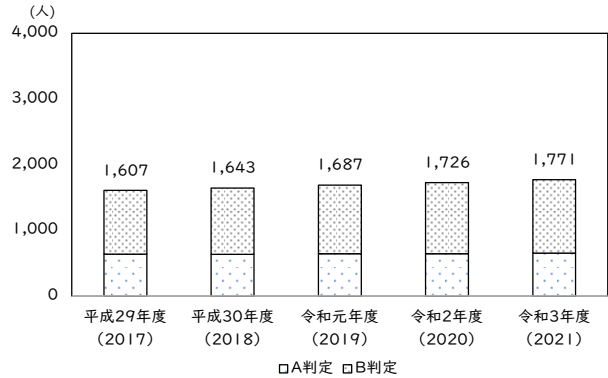
本市では、身体障がい者手帳の所持者は減少傾向にあり、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。

身体障がい者手帳の所持者は、65歳以上の高齢者が多くなっています。

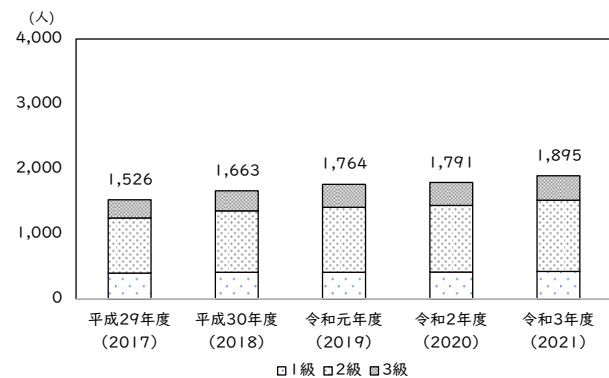
■等級別身体障がい者手帳所持者数



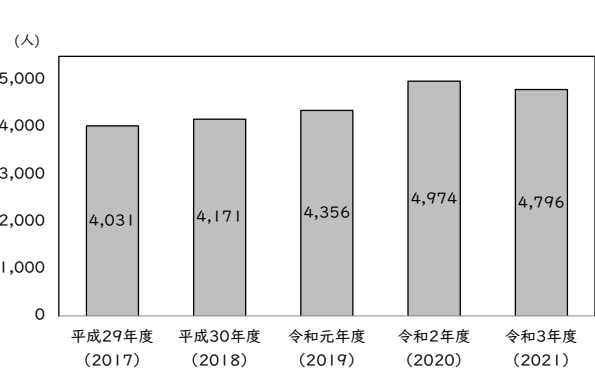
■等級別療育手帳所持者数



■等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数



■自立支援医療(精神通院)受給者数



資料：島根県立心と体の相談センター業務概要 各年度末時点

■年齢区分別障がい者手帳種類別所持者数

	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	合計
身体	112	1,380	5,644	7,136
療育	263	1,244	264	1,771
精神	80	1,391	424	1,895

資料：島根県立心と体の相談センター業務概要 令和3年度(2021)末時点

■障がい支援区分認定状況

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
区分1	18	16	14	13	13
区分2	123	112	126	150	151
区分3	268	252	239	237	231
区分4	196	191	188	190	192
区分5	169	177	187	186	194
区分6	233	237	244	245	259
合計	1,007	985	998	1,021	1,040

資料：出雲市福祉推進課調べ 各年度末時点

■障がい福祉サービス支給決定状況

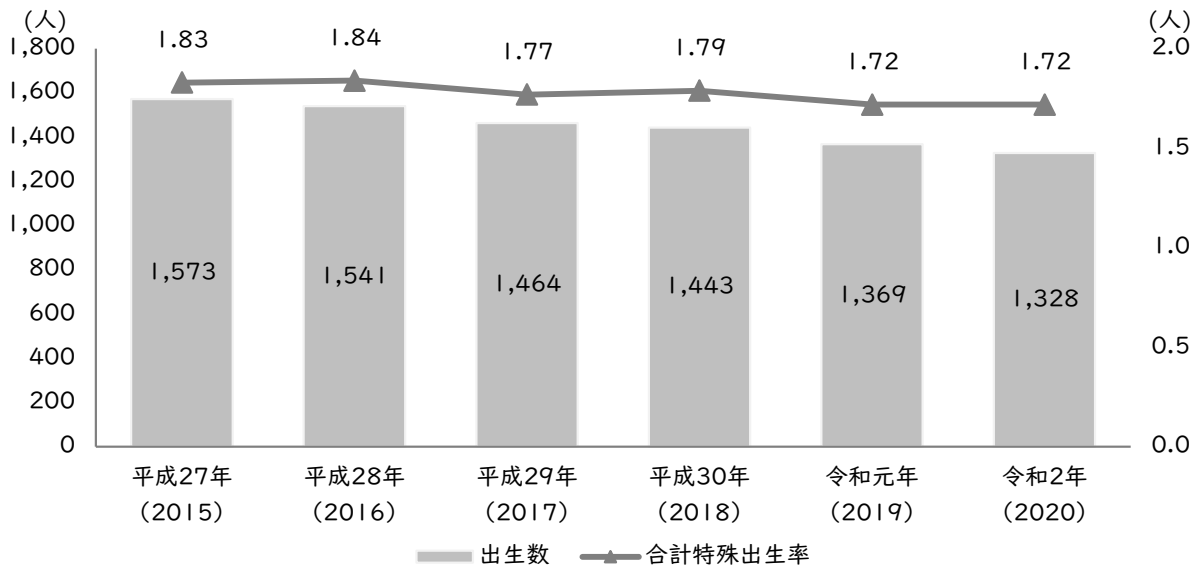
	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
居宅介護等	404	384	384	402	387
生活介護	506	496	496	513	525
自立訓練(機能訓練)	8	8	5	5	6
自立訓練(生活訓練)	24	27	41	32	18
就労移行支援	46	41	46	26	32
就労継続支援A型	51	53	52	52	50
就労継続支援B型	543	578	575	633	704
就労定着支援	0	0	6	11	21
児童発達支援	91	86	91	70	76
放課後等デイサービス	277	306	319	353	357
保育所等訪問支援	152	129	133	83	70
短期入所	241	249	250	229	223
療養介護	57	58	58	52	51
共同生活援助(グループホーム)	187	189	189	208	216
施設入所支援	295	288	288	289	294
宿泊型自立訓練	4	8	8	6	7
自立生活援助	0	0	8	15	16
計画相談支援	1,412	1,450	1,456	1,535	1,606
地域移行支援	7	4	3	3	4
地域定着支援	73	70	72	85	91
障がい児相談支援	377	404	426	436	444

資料：出雲市福祉推進課調べ 各年度末時点

4、子ども

本市における出生数は、全国的な出生数の減少に伴い、平成27年(2015)の1,573人から令和2年(2020)は1,328人に減少しています。合計特殊出生率は、やや減少傾向にあります。

■出生数・合計特殊出生率



資料：【出生数】人口動態調査、【合計特殊出生率】出雲市調べ 各年実績

■母子・父子世帯数

	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
母子世帯数	503	517	619	772	811	878	855
父子世帯数	63	66	65	80	90	75	71

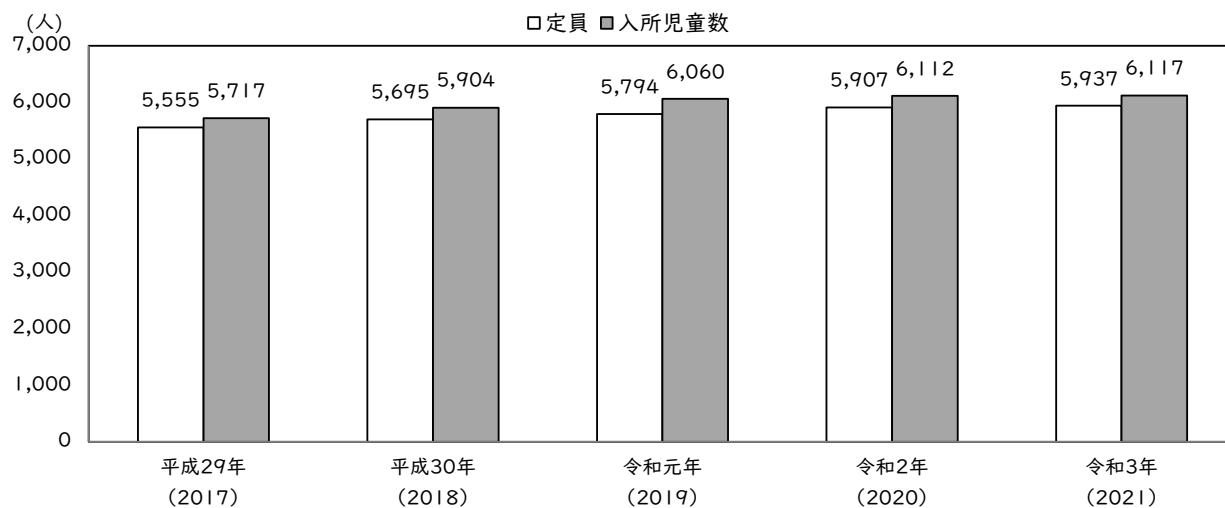
資料：国勢調査 各年10月1日現在

■児童相談件数

		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
児童相談		179	97	91	82	138
養育力不足		169	75	76	72	118
児童虐待	計	10	22	15	10	20
	身体的	3	3	2	2	7
	性的	0	0	1	0	0
	心理的	0	4	3	3	10
	ネグレクト	7	15	9	5	3

資料：出雲市子ども政策課調べ 各年度実績

■保育所の定員・入所児童数



資料:出雲市保育幼稚園課調べ 各年5月1日現在

■待機児童数

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
4月1日時点	78	3	0	0	1
10月1日時点	33	7	3	4	1

資料:出雲市保育幼稚園課調べ 各年度記載時現在

5、健康

65歳の方が何らかの障がいのために要介護状態（要介護度2以上）になることなく、健康で自立した生活を送ることができる期間である65歳平均自立期間は、男性18.29年、女性21.35年となっています。また、本市における平均寿命は、島根県及び全国より長くなっています。

自死者数は減少傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています。

■健康寿命

男性	①65歳平均自立期間	②65歳平均要介護期間	①+②65歳平均余命
出雲市	18.29	1.85	20.14
島根県	18.16	1.72	19.88
全国	—	—	19.97
女性	①65歳平均自立期間	②65歳平均要介護期間	①+②65歳平均余命
出雲市	21.35	3.46	24.81
島根県	21.36	3.38	24.74
全国	—	—	24.88

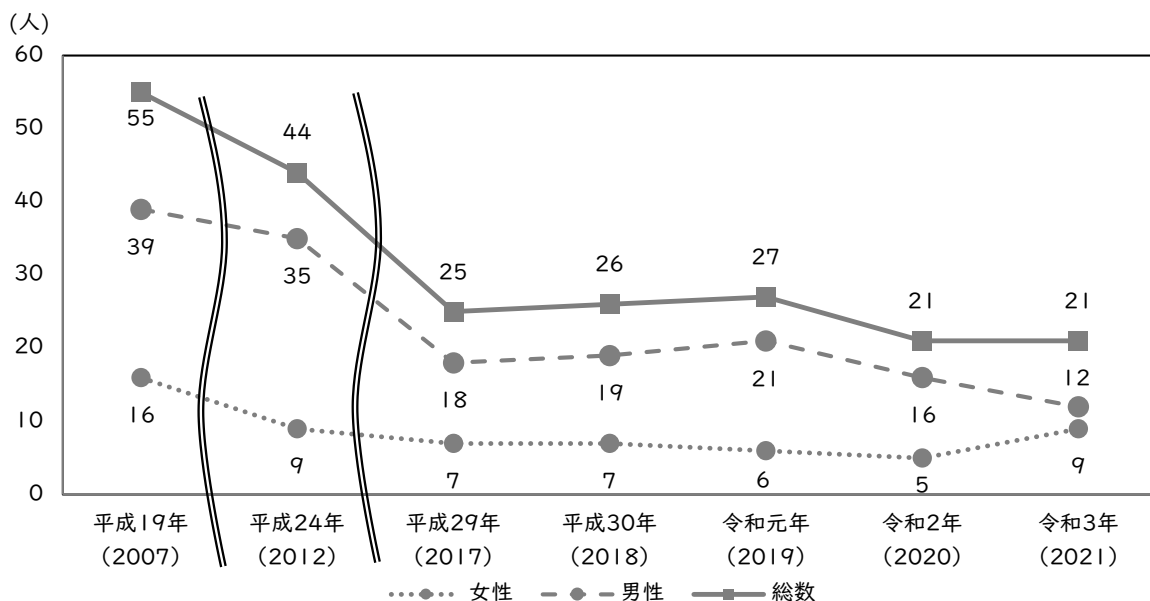
資料：島根県健康指標データシステム
 【出雲市・島根県】平成28年(2016)～令和2年(2020)の平均値 【全国】令和2年(2020)

■平均寿命

	男性	女性
出雲市	81.99	88.08
島根県	81.24	87.70
全国	81.56	87.71

資料：島根県健康指標データシステム
 【出雲市・島根県】平成28年(2016)～令和2年(2020)の平均値 【全国】令和2年(2020)

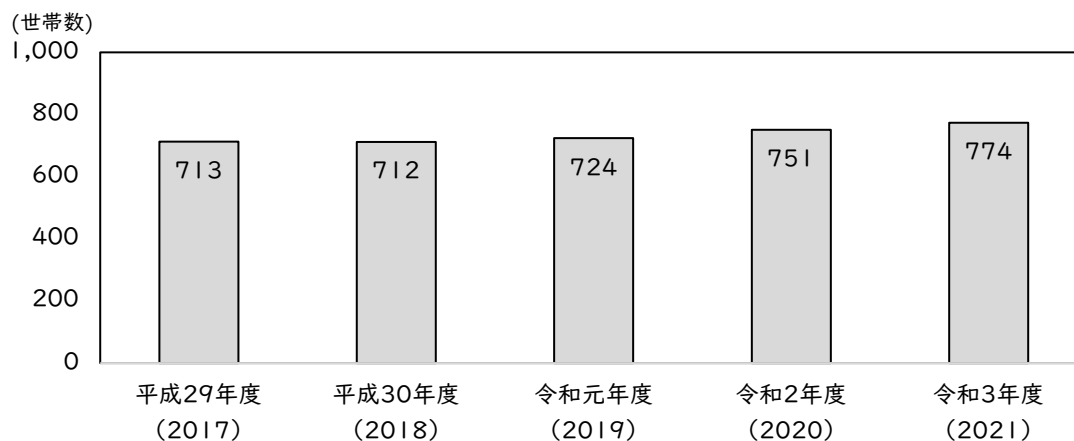
■自死者数



6、生活保護

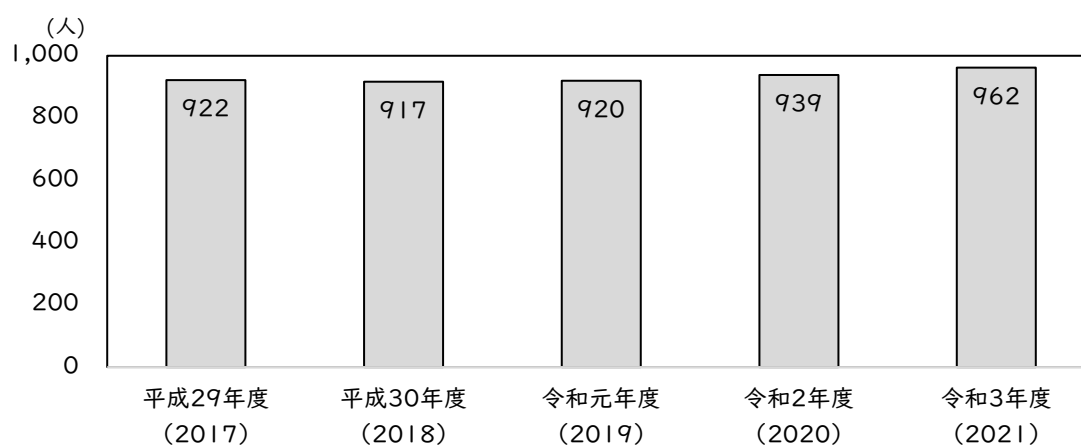
本市においては、生活保護世帯数、生活保護人員数（生活保護者）とも増加傾向にあり、令和3年度（2021）の平均では774世帯、962人（1.24人／世帯）となっており、1人暮らし世帯が多くなっています。

■生活保護世帯数



資料：出雲市福祉推進課調べ ひと月における被保護世帯数の年度平均値

■生活保護人員数



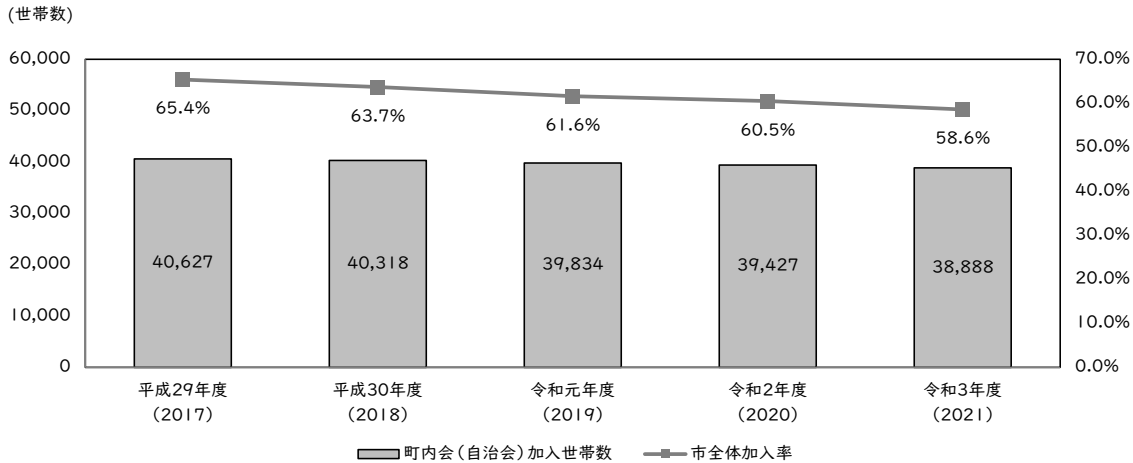
資料：出雲市福祉推進課調べ ひと月における被保護人員の年度平均値

7、地域

本市における町内会（自治会）加入率は年々低下しており、令和3年度（2021）は58.6%となっています。地域により加入率の差が大きく、佐田・多伎地域が特に高く、出雲・斐川地域が特に低くなっています。

また、民生委員・児童委員は、支援が必要な方の相談対応や見守り、関係機関へのつなぎなどの相談支援、自主活動や地域行事への参加など、地域福祉活動の推進に非常に重要な役割を果たしています。

■町内会（自治会）加入率・加入世帯数



資料：出雲市自治振興課調べ 各年度4月1日現在

■地域別町内会（自治会）加入率

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
出雲地域	55.8%	53.8%	51.7%	50.7%	49.0%
平田地域	81.6%	81.0%	79.4%	78.5%	77.5%
佐田地域	89.6%	88.4%	89.3%	89.0%	88.2%
多伎地域	90.7%	90.3%	89.2%	87.8%	85.5%
湖陵地域	85.8%	85.4%	82.6%	80.1%	79.5%
大社地域	82.4%	81.0%	80.5%	79.9%	79.1%
斐川地域	67.4%	65.2%	62.5%	60.8%	57.5%

資料：出雲市自治振興課調べ 各年度4月1日現在

■民生委員・児童委員及び主任児童委員活動実績

		平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	3,647	3,809	3,435	3,376	3,712
	障がい者に関すること	566	645	608	440	491
	子どもに関すること	2,649	2,628	2,102	1,457	1,786
	その他	2,345	2,188	2,026	1,754	1,801
	計	9,207	9,270	8,171	7,027	7,790
その他の活動件数	調査・実態把握	4,550	4,854	3,790	3,463	3,534
	行事・事業・会議への参加協力	15,082	13,946	12,880	6,854	7,958
	地域福祉活動・自主活動	18,745	20,765	19,593	17,322	19,593
	民児協運営・研修	13,384	12,929	13,717	10,906	12,639
	証明事務	1,132	976	858	963	960
	要保護児童の発見の通告・仲介	126	102	56	60	131
	計	53,019	53,572	50,894	39,568	44,815

資料：出雲市福祉推進課調べ 各年度実績

資料2. 市民アンケート調査結果

調査実施時期	平成29年度(2017)～令和3年度(2021)の6～7月
主な調査内容	福祉関連施策の満足度・重要度、日常生活での困りごと 地域福祉活動、地域活動や近所づきあい
調査対象者	出雲市在住の18歳以上(平成29年度(2017)、平成30年度(2018)は20歳以上)の方から毎年度1,500名を無作為抽出
回答率	38.2%(5年間平均)

各グラフにおける年度表記：H29=平成29年度(2017)、H30=平成30年度(2018)、R1=令和元年度(2019)、
R2=令和2年度(2020)、R3=令和3年度(2021)

1. 日常生活における幸福度

“生きがいがありますか”以外の項目については、令和2年度(2020)より令和3年度(2021)の方が「そう思う」と回答した割合がやや増加しています。

「あまりそう思わない」及び「思わない」と回答した割合を合わせると、全体の10-20%程度が、日常生活、社会生活ともに幸福や満足を感じていない結果となっている傾向が続いています。



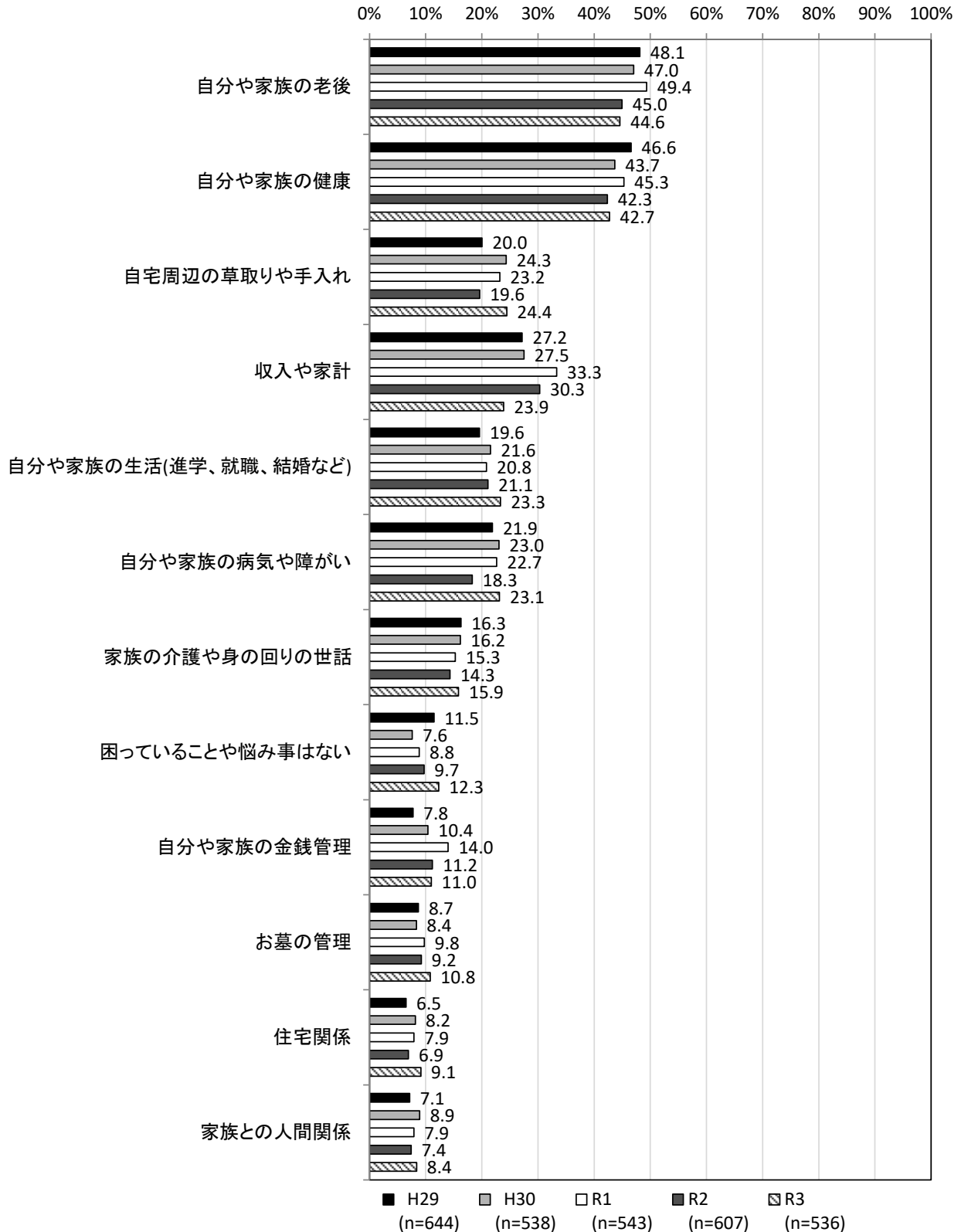
■そう思う □ややそう思う □どちらともいえない □あまりそう思わない □思わない ■無回答

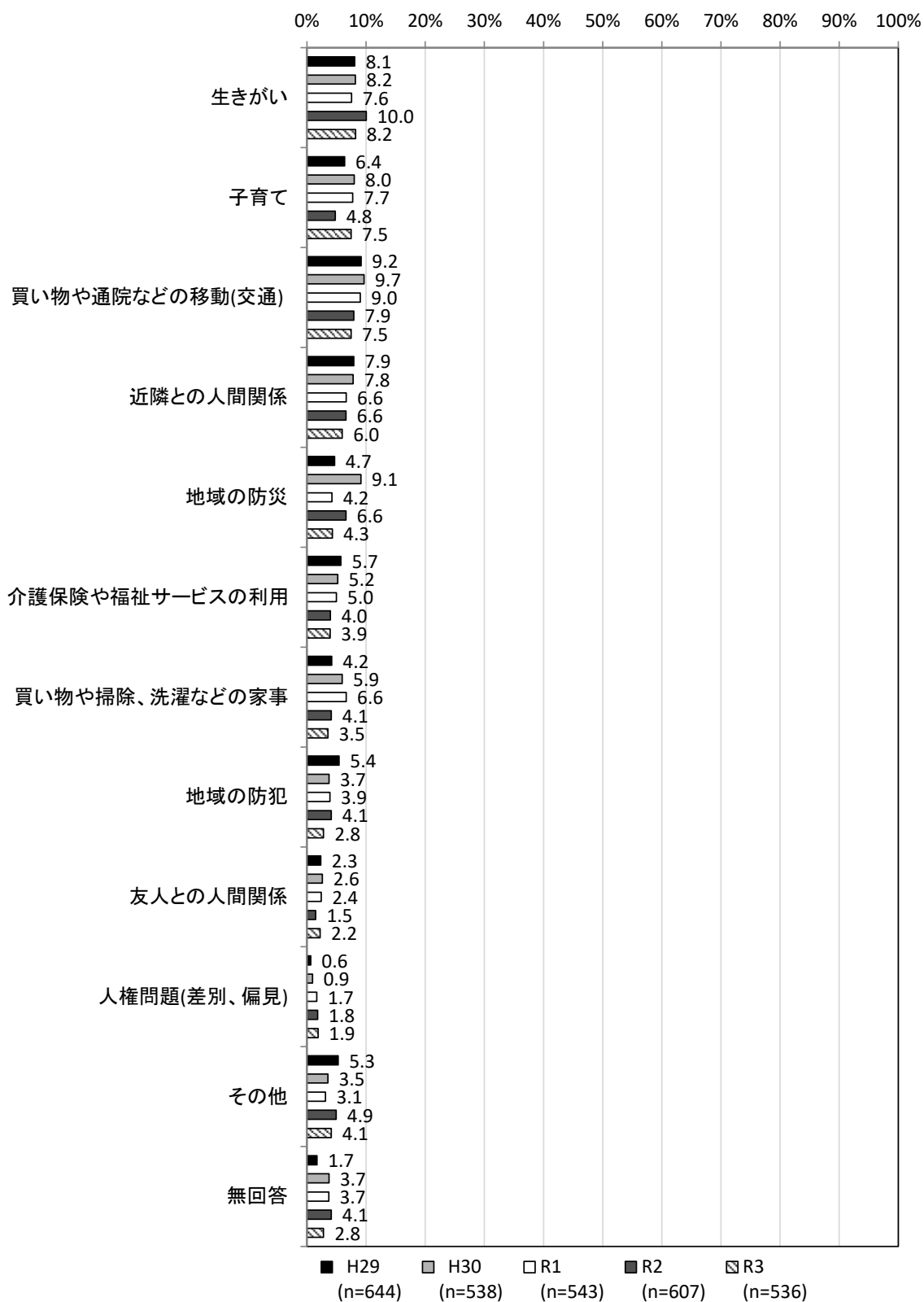
2、日常生活における悩みや困りごと

令和3年度(2021)では、「自分や家族の老後」と回答した割合が44.6%で最も高く、次いで、「自分や家族の健康」が42.7%となっており、経年における傾向の変化はありません。

令和2年度(2020)より令和3年度(2021)の方が特に増加しているのは、「自宅周辺の草取りや手入れ」、「自分や家族の病気や障がい」となっています。

一方で、令和2年度(2020)より令和3年度(2021)の方が特に減少しているのは、「収入や家計」となっています。



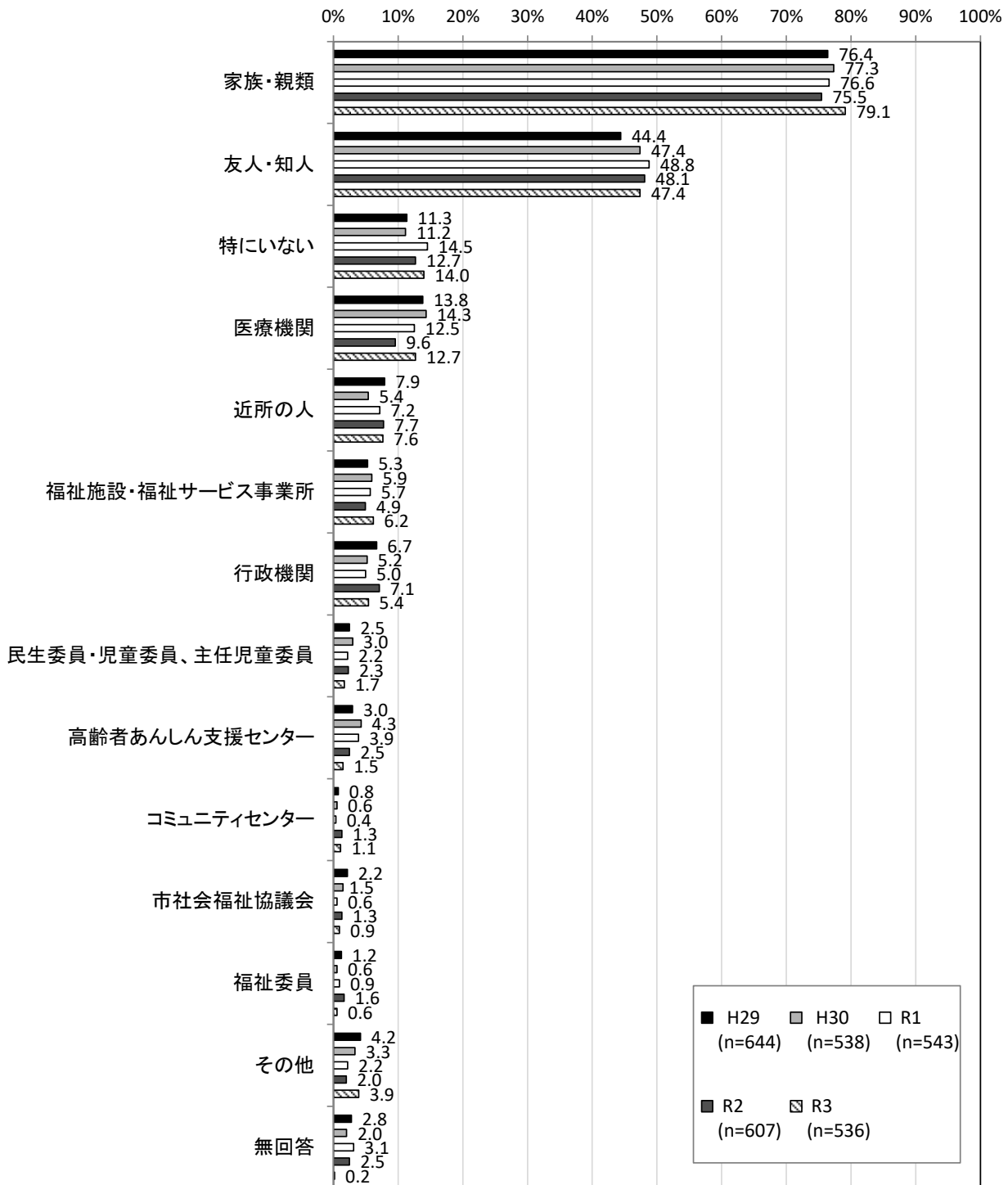


3、悩みや困りごとの相談相手

令和3年度（2021）では、「家族・親類」と回答した割合が最も高く79.1%、次いで、「友人・知人」と回答した割合が47.4%となっており、「家族・親類」は、令和2年度（2020）より増加し経年で見ても最も高くなっています。

「特にいない」と回答した割合は、令和元年度（2019）から続けて「家族・親類」、「友人・知人」に次いで3番目に位置する結果となっています。

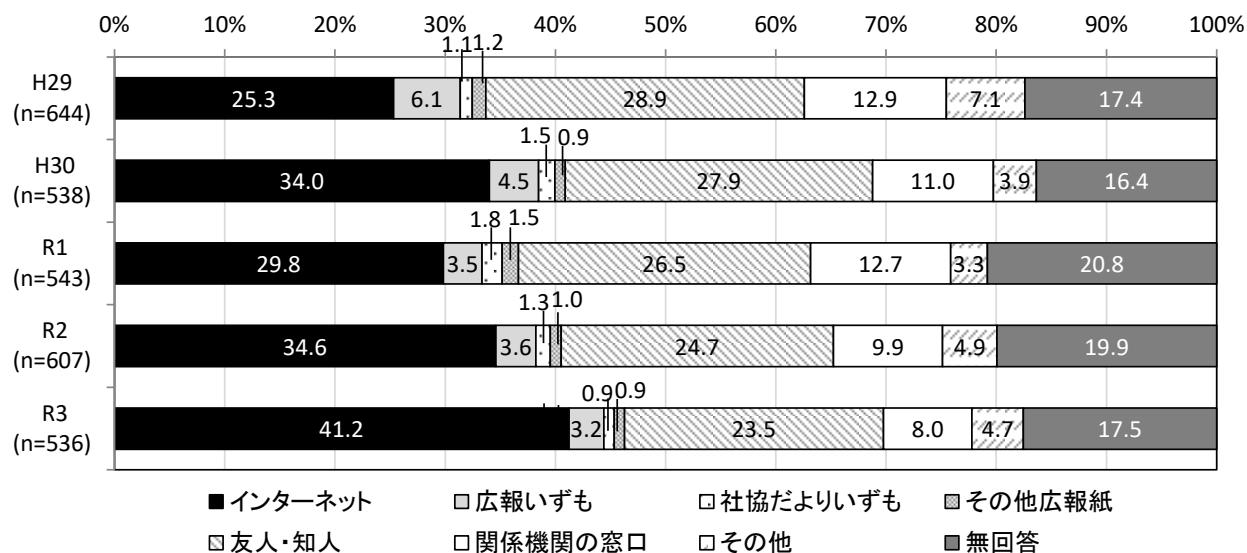
「医療機関」と回答した割合は、令和2年度（2020）は新型コロナウイルスの影響により、医療機関に行く行動が制限された可能性があり減少していましたが、令和3年度（2021）は令和元年度（2019）と同程度の結果となっています。



4、悩みや困りごとのを解決するための情報収集手段

令和3年度(2021)では、「インターネット」と回答した割合が41.2%で最も高く、次いで、「友人・知人」が23.5%、「関係機関の窓口」が8.0%となっています。

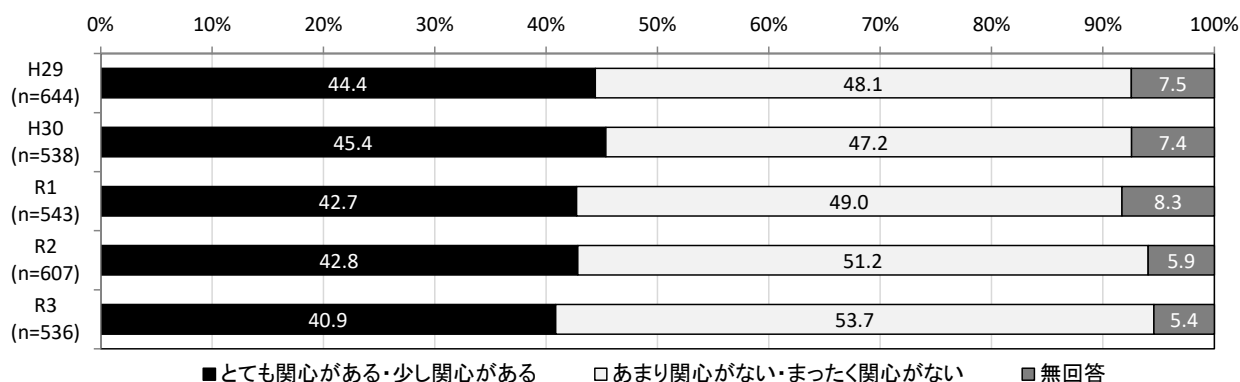
平成29年度(2017)では、「友人・知人」と回答した割合が最も高かったのに対し、平成30年度(2018)以降は、「インターネット」と回答した割合が最も高くなっており、令和2年度(2020)以降増加しています。



5、地域福祉活動への関心度

令和3年度(2021)では、「関心がある」と回答した割合が40.9%、「関心がない」と回答した割合が53.7%となっており、「関心がない」と回答した割合が多い結果となっています。

「関心がある」と回答した割合と、「関心がない」と回答した割合を比較すると、各年ともに、「関心がない」と回答した割合の方が高い結果となっています。

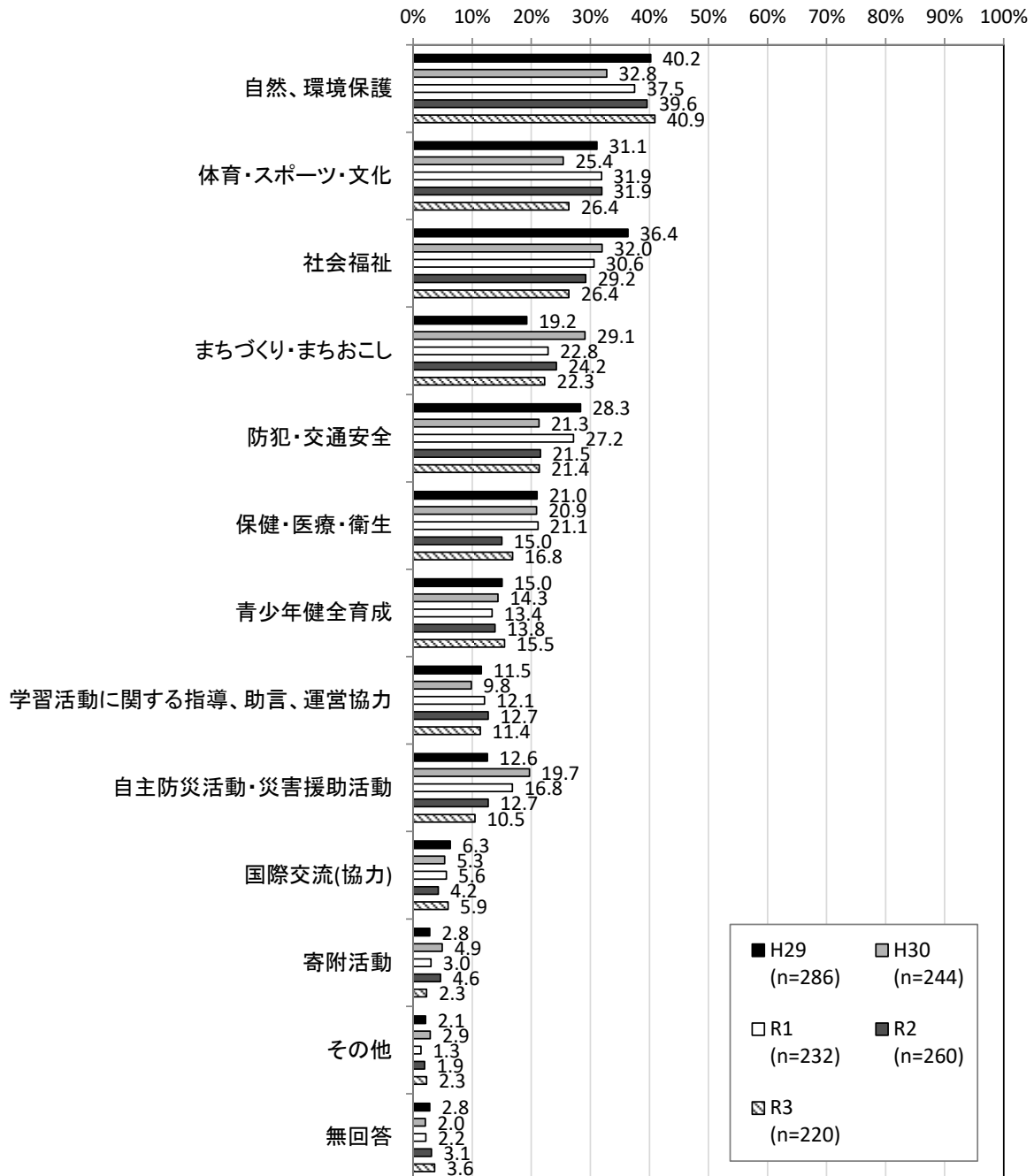


6、関心のある地域福祉活動の種類

令和3年度(2021)では、「自然、環境保護」と回答した割合が40.9%で最も高く、次いで、「体育・スポーツ・文化」及び「社会福祉」で26.4%となっています。「体育・スポーツ・文化」は、令和2年度(2020)より令和3年度(2021)の方が減少しています。

やや増加傾向にあるのは、「自然、環境保護」となり、令和元年度(2019)以降増加傾向にあります。

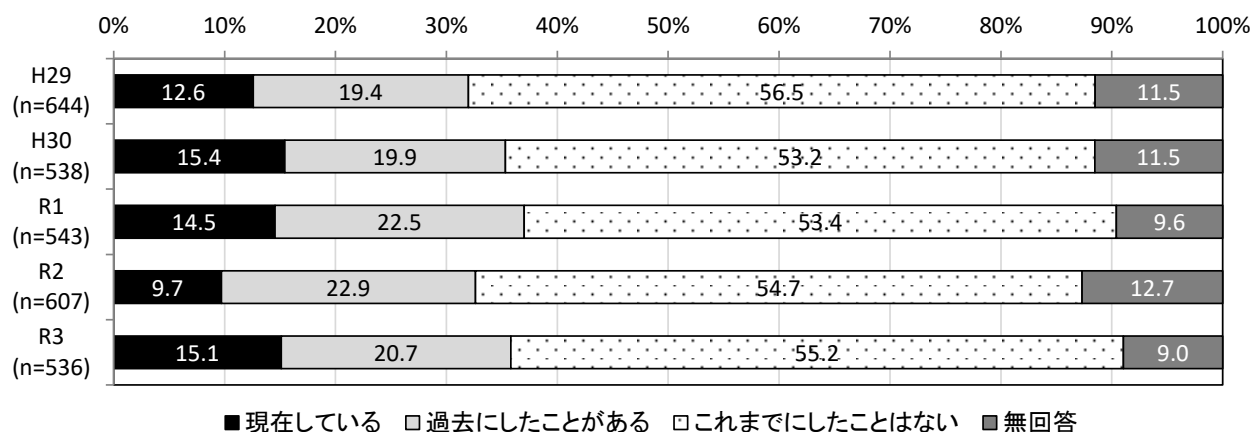
やや減少傾向にあるのは、「社会福祉」及び「自主防災活動・災害援助活動」となり、「自主防災活動・災害援助活動」については、令和元年度(2019)以降減少しています。



7、地域福祉活動の経験

令和3年度(2021)では、「これまでにしたことはない」と回答した割合が55.2%と最も高く、次いで、「過去にしたことがある」が20.7%、「現在している」が15.1%となっています。

「現在活動している」と回答した割合は、令和2年度(2020)において新型コロナウイルスの影響により活動が制限されて低くなっていたと考えられますが、令和3年度(2021)は平成30年度(2018)及び令和元年度(2019)と同程度となっています。



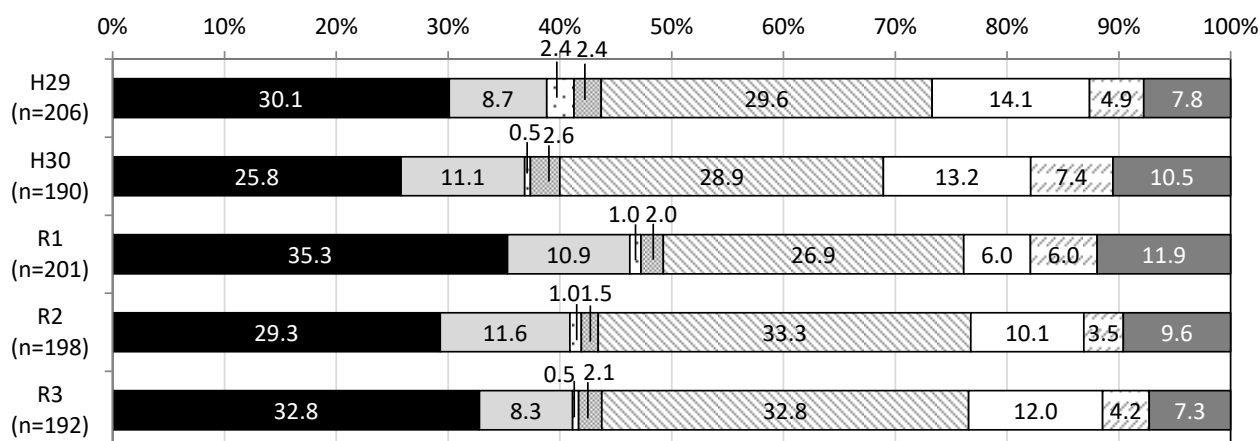
8、地域福祉活動を始めたきっかけ

令和3年度(2021)では、活動参画の動機として最も多いものは、「友人・家族からの勧誘」及び「職場や学校、団体などでボランティア活動に参加する機会があったから」で32.8%となっています。

「友人・家族から勧誘」及び「職場や学校、団体などでボランティア活動に参加する機会があったから」という、「他から活動を促されること」については、各年ともに概ね60%で推移しています。

一方、「テレビ・新聞・雑誌・ポスターなど」及び「広報紙」という“広報”がきっかけとなっている割合は数%程度となっています。

友人・家族・職場など“他から活動を促されること”が多くの割合を占める傾向が続いています。

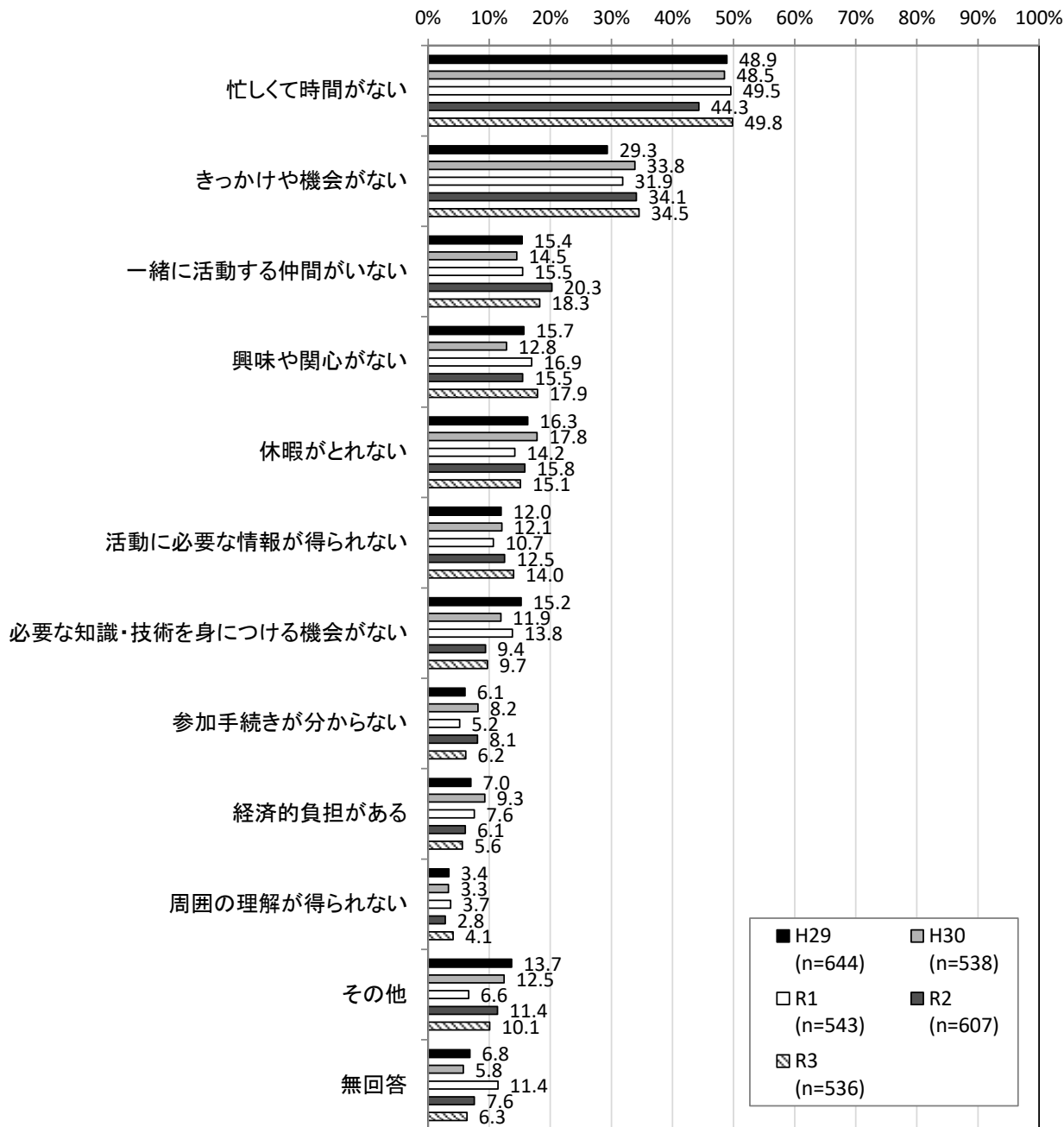


- 友人や家族にすすめられた、または誘われたから
- 地域福祉活動に関する行事、講演会などに参加したから
- テレビ、新聞、雑誌、ポスターなどを見て
- 市や社会福祉協議会などの広報紙を見て
- 職場や学校、団体などでボランティア活動に参加する機会があったから
- その他
- 特に理由はない
- 無回答

9、地域福祉活動を行う上での障がい

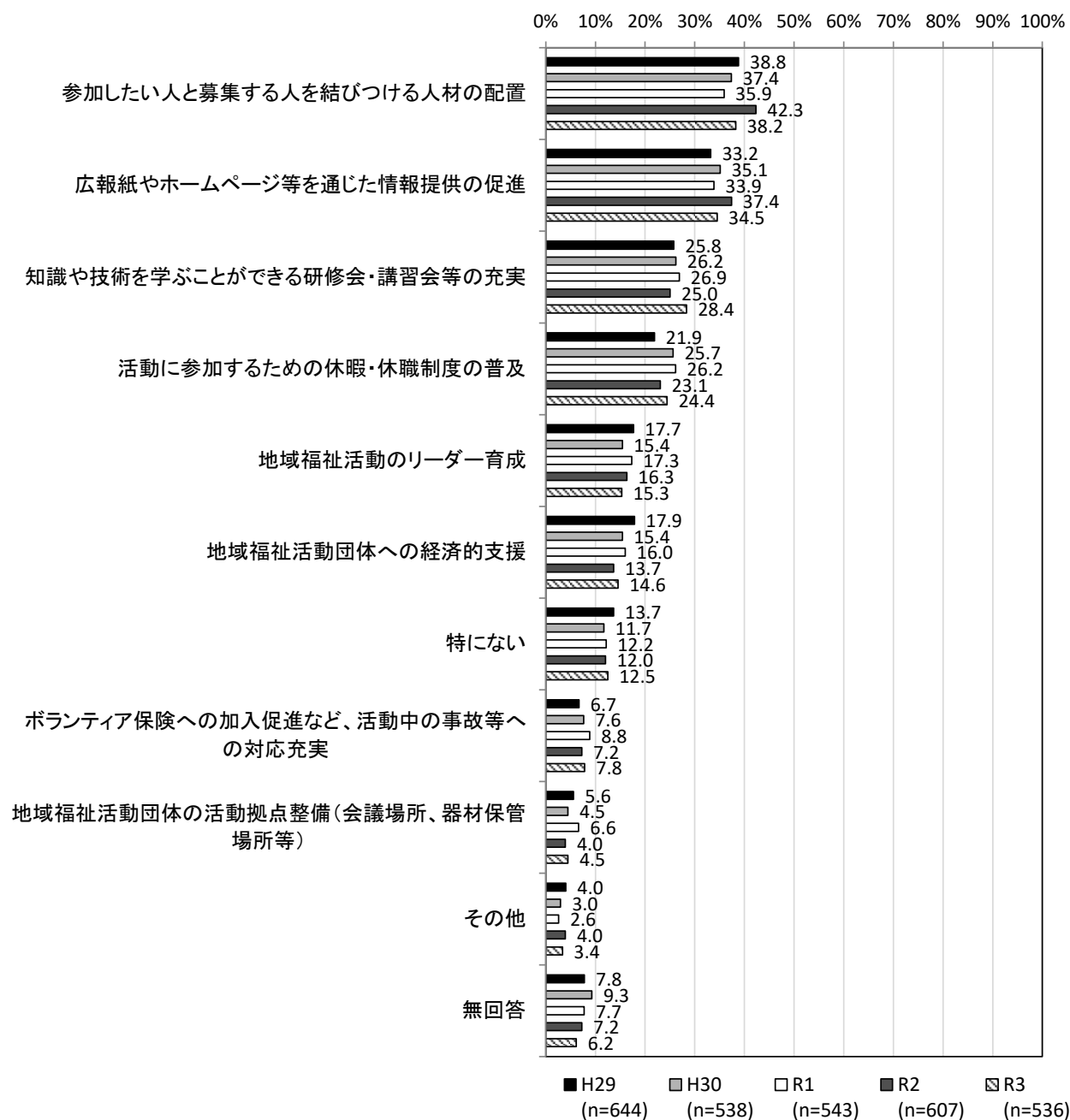
令和3年度(2021)では、「忙しくて時間がない」と回答した割合が49.8%と最も高く、次いで、「きっかけや機会がない」が34.5%となっています。

各年ともに、「忙しくて時間がない」と回答した割合が最も高く、次いで、「きっかけや機会がない」が高い割合を占める結果となっています。結果の増減はありますが、結果の順位においては大きな変化はありません。



10、地域福祉活動の活性化に必要だと思うこと

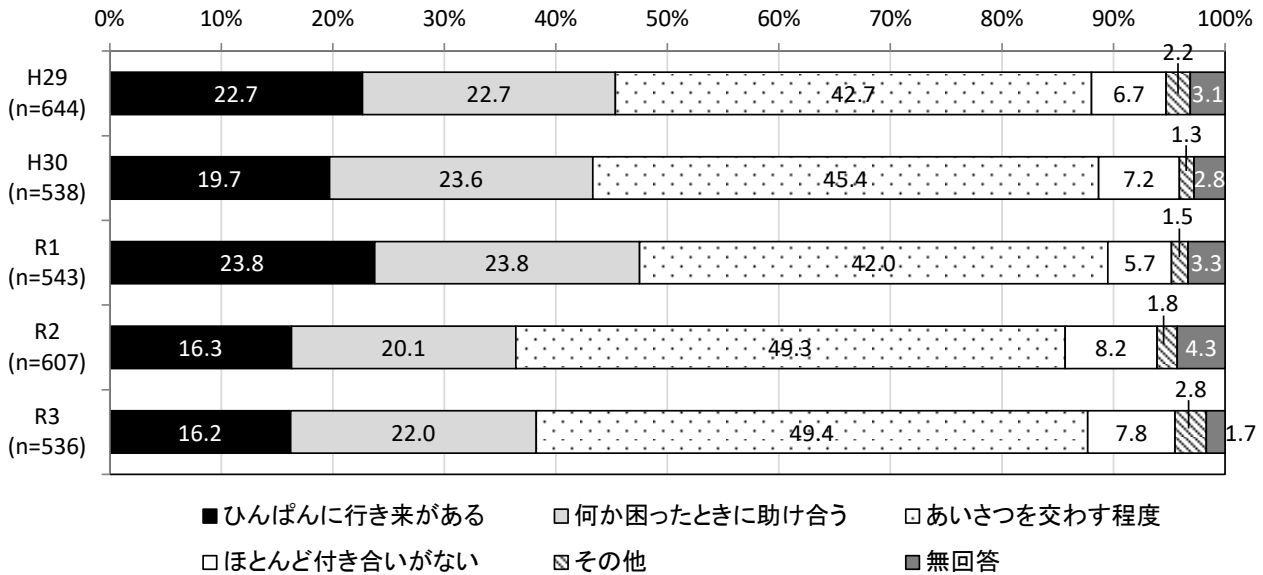
令和3年度(2021)では、「参加したい人と募集する人を結びつける人材の配置」と回答した割合が38.2%と最も高くなっており、次いで、「広報紙やホームページ等を通じた情報提供の促進」が34.5%となっています。



11、近所づきあいの程度

令和3年度(2021)では、「あいさつを交わす程度」と回答した割合が49.4%で最も高く、次いで、「何か困ったときに助け合う」が22.0%、「ひんぱんに行き来がある」が16.2%となっています。

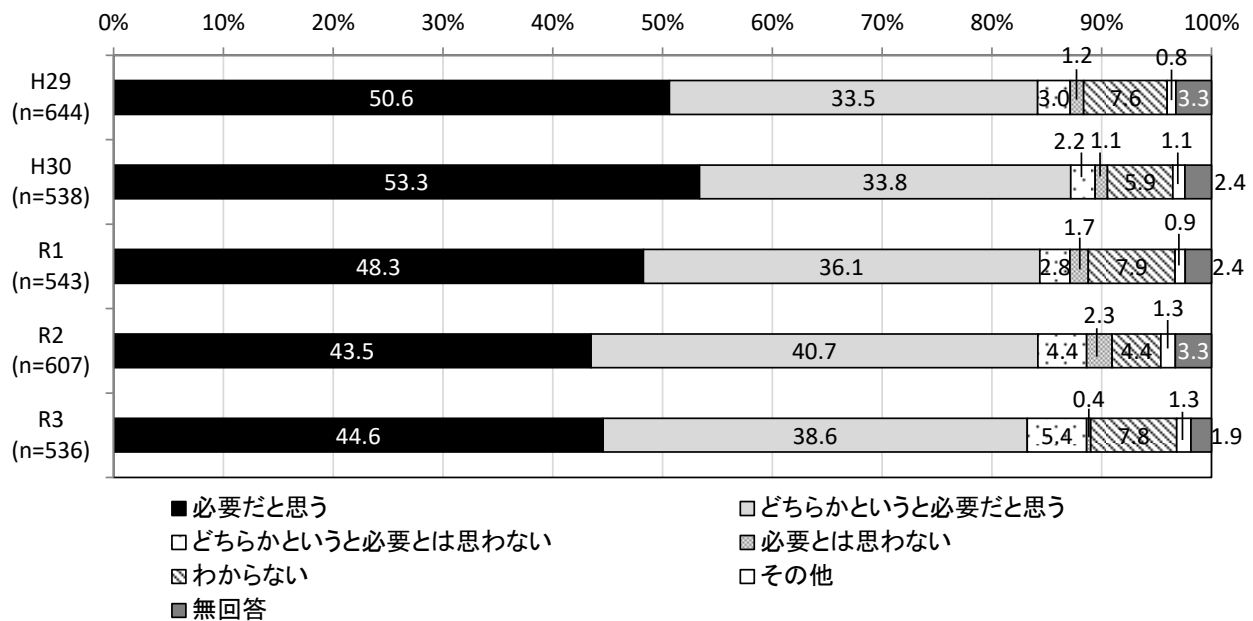
「ひんぱんに行き来がある」と「何か困ったときに助け合う」は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度(2020)は減少していたと考えられます。令和3年度(2021)は、令和2年度(2020)よりわずかに増加していますが、令和元年度(2019)以前と比較すると低くなっています。



12、地域で行われる住民相互の助け合い

令和3年度(2021)では、「必要だと思う」と回答した割合が44.6%で最も高く、次いで、「どちらかという必要だと思う」と回答した割合が38.6%となっています。

「(どちらかという)必要だと思う」と「(どちらかという)必要とは思わない」の比率を経年で比較すると、大きな変化はありません。

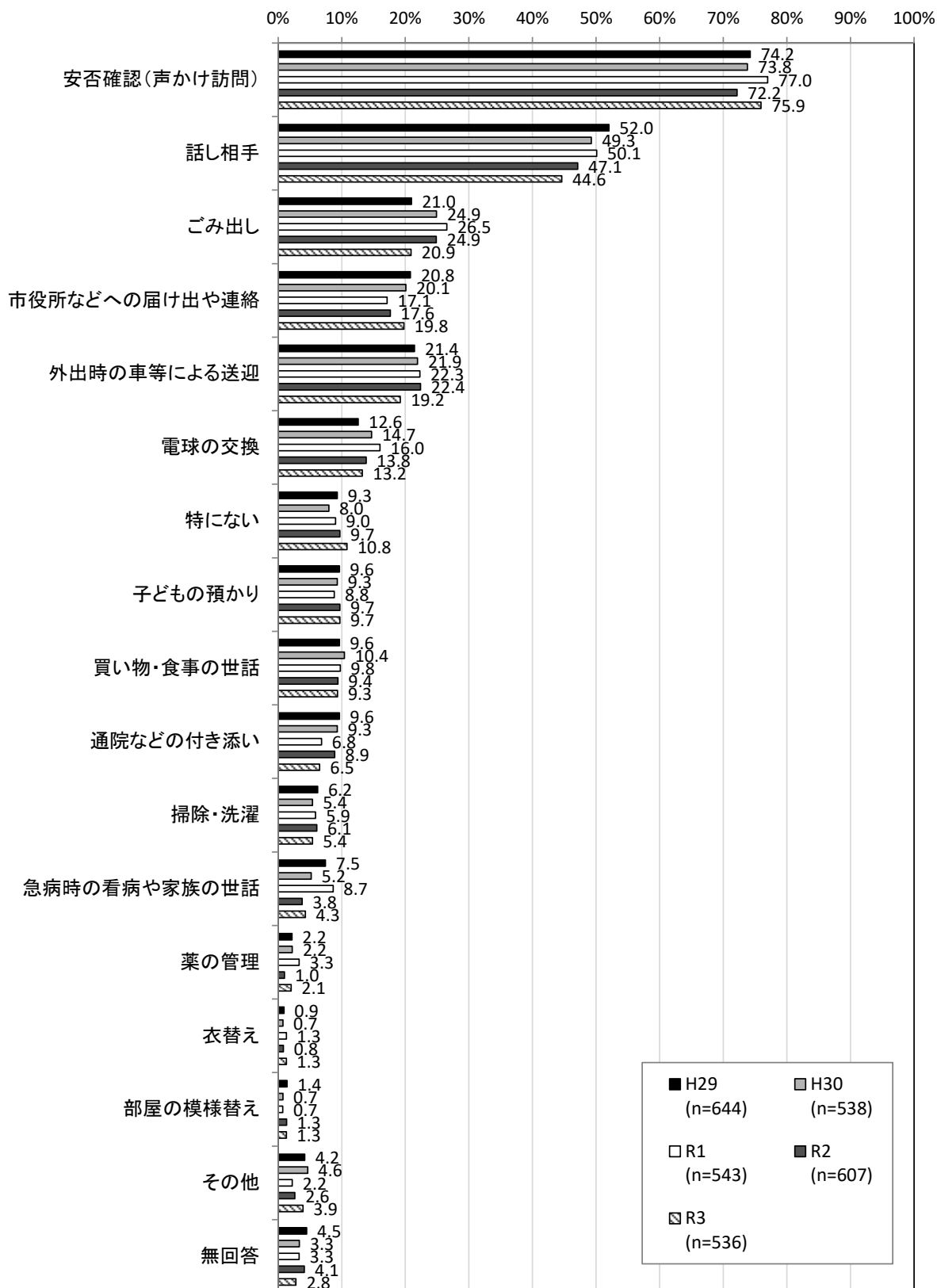


13、自分が出来そうな手助け

令和3年度(2021)では、「安否確認(声かけ訪問)」と回答した割合が75.9%で最も高く、次いで、「話し相手」が44.6%となっています。

各年ともに、結果の増減はありますが、全体の傾向においては大きな変化はありません。

「話し相手」については、令和2年度(2020)以降減少傾向にあります。

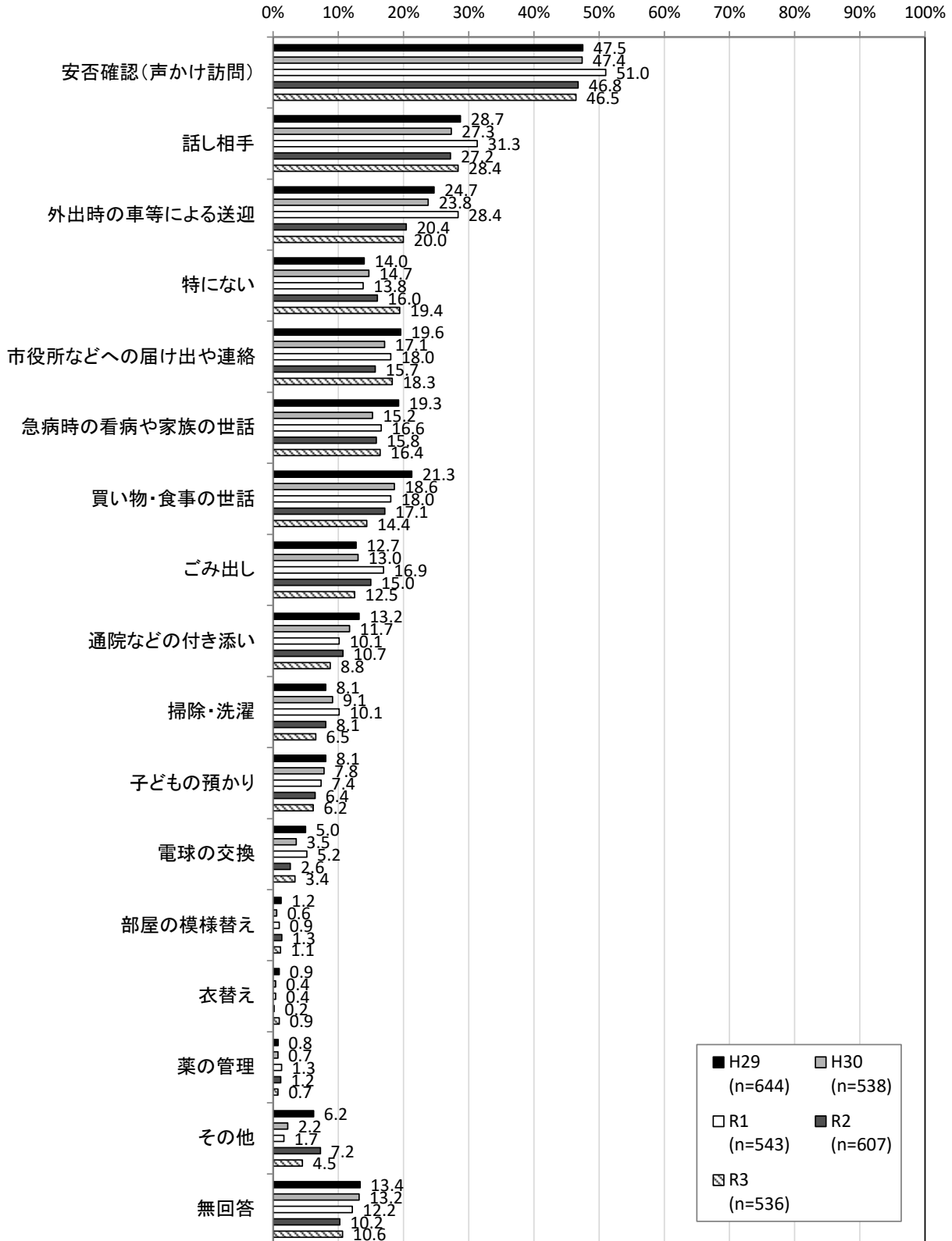


14、自分が困ったときに助けを必要とすること

令和3年度(2021)では、「安否確認(声かけ訪問)」と回答した割合が46.5%で最も高く、次いで、「話し相手」が28.4%となっています。

経年でみても、「安否確認(声かけ訪問)」の割合が最も高く、次いで、「話し相手」、「外出時の車等による送迎」と回答した割合が高いという傾向に変化はありません。

令和2年度(2020)以降、「特にない」の割合が増加傾向にあります。



資料3. 出雲市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(平成26年出雲市告示第419号)

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び計画的な推進を図るため、出雲市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討し、市長に提案するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の評価及び進行管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉・保健関係者
- (2) 地域活動団体関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置き、委員長等の選任は委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、委員会の委員のうちから委員長が指名する者をもって組織し、部会の名称は委員長が定める。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査及び検討した結果を委員会に報告しなければならない。

(謝金及び費用弁償)

第7条 委員の謝金は、市長が別に定める。ただし、第3条第2項第4号に規定する委員には支給し

ない。

2 委員の費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年出雲市条例第36号）の規定を準用する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉推進課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

（招集の特例）

3 最初に招集される委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

資料4. 社会福祉法人出雲市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人出雲市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、地域福祉の推進を図るため、本会地域福祉活動計画(以下「計画」という。)の策定及び計画的な推進を図るための計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討し、本会会長に提案するものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の評価及び進行管理に関すること。
- (3) その他本会会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉・保健関係者
- (2) 地域活動団体関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号の掲げる者のほか、本会会長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置き、委員長等の選任は委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、委員会の委員のうちから委員長が指名する者をもって組織し、部会の名称は委員長が定める。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査及び検討した結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会総務課企画係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(召集の特例)

3 最初に召集される委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、本会会長が召集する。

附 則

1 この要綱は、平成30年6月1日から一部改正し施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和2年4月1日から一部改正し施行し、同日から適用する。

資料5. 出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員名簿

NO	氏名	組織・役職等	区分
1	○芦矢 京子	島根県重症心身障害児(者)を守る会 副会長	福祉・保健関係者
2	飯塚 由美	出雲市民生委員児童委員協議会 主任児童委員代表	地域活動団体関係者
3	○石飛 丈和	出雲市身体障害者福祉協会 理事	地域活動団体関係者
4	大國 哲也	出雲市保育協議会 副会長	福祉・保健関係者
5	小倉 幹夫	出雲市コミュニティセンター長会 副会長	地域活動団体関係者
6	金築 真志	出雲市福祉事務所 所長	関係行政機関の職員
7	川谷 吉正	平田地域福祉のまちづくり協議会 副会長	地域活動団体関係者
8	◎齋藤 茂子	島根県立大学 名誉教授	識見を有する者
9	高橋 陽	社会福祉法人恵寿会 事務局長	福祉・保健関係者
10	竹下 茂	出雲市高齢者クラブ連合会 会長	地域活動団体関係者
11	中間 敦司	斐川地区社会福祉協議会会長会 代表	地域活動団体関係者
12	錦織 和人	出雲地域介護保険サービス事業者連絡会 副会長	福祉・保健関係者
13	福間 昇	出雲地域地区社会福祉協議会会長会 会長	地域活動団体関係者
14	矢田 栄子	NPO法人出雲スポーツ振興21 事務局長	地域活動団体関係者
15	吉田 太郎	出雲成年後見センター 副会長	識見を有する者

◎委員長 ○副委員長

※五十音順 敬称略

第4次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画
令和5年度(2023)～令和9年度(2027)

【発行】

出雲市健康福祉部福祉推進課

〒693-8530

出雲市今市町70

TEL 0853-21-6694

FAX 0853-21-6598

社会福祉法人出雲市社会福祉協議会

〒693-0001

出雲市今市町543 出雲市社会福祉センター内

TEL 0853-23-3781

FAX 0853-20-7733

出雲力 いずもりよく TM